

**「新デリバティブ売買システム導入に伴う先物・オプション取引制度改正要綱（案）」に関するパブリック・コメントに対する回答**

	項 目	御意見	当社の考え方
(1)	新デリバティブ売買システムの導入について	<p>➤ 現行の取引システムが安定して稼働し、取引高も順調に増えている中で、敢えて取引システムを全面的に変更することに疑問を感じる。市場の拡大と共に注文処理能力の向上は行うべきであるが、「世界標準」ということに拘る必要はあるのか。現状でも十分に参加者は多く、特に先物市場での流動性に不満を持つ参加者はほとんどいないように思う。それに世界的な取引所の再編が行われる中、日本独自のシステムを持つことはある意味、外国の取引所の参入障壁になり、大証の独立を確保するのに役立つものになると思われる。迂闊に「世界標準」のシステムを採用すれば、外資による大証の買収も容易になるのではないか。国内の他の取引所の取引システムとは違い、現状の安定した大証の取引システムに対する不満はあまり聞こえてこない中での変更には慎重であって欲しい。(個人)</p>	<p>➤ 市場参加者の皆様の御協力により当社市場の取引高は大きく増加していますが、依然として欧米主要市場との差は縮小できないばかりか、急速に成長する中国・インド・中南米等の新興市場の追い上げを受けており（逆転されるケースもあり）、当社は、当社市場の国際競争力が相対的に大きく低下している、日本の経済規模に見合った市場規模となっていないという強い危機意識を有しております。現状の要因はいくつかあると考えられますが、欧米主要市場や新興国市場と比べ、注文処理速度や機能の点で当社現行売買システムは十分な競争力を有しているとは言えない状況にあることが大きな要素の1つと認識しています。</p> <p>➤ また、御意見にもあるとおり、今般、グローバルに取引所の再編が活発に行われていますが、そうした中、当社は、当社市場の国際的な競争力を向上し魅力を高めていくことが肝要であり、そのためには世界標準のシステム・ルールを採用することが重要と認識しています。むしろ、現状維持や利用者の理解を得にくい独自性に拘ることは当社市場の衰退を招きかねないと強く危機意識を有しております。</p> <p>➤ 上記のような危機意識・問題意識の下、中長期的に安定した市場運営（売買システムの運行）を確保すると</p>

	項 目	御意見	当社の考え方
			<p>ともに、当社市場の国際的な競争力を一層向上させる観点から、世界標準の取引機能と世界最高水準の注文処理性能を備えた次期売買システムが必要不可欠と考えている次第であり、その採用に御理解いただきますようお願いいたします。</p>
(2)	取引時間について	<p>▶ 午後立会は、現在の取引終了時刻の5分後に板寄せを行うこととなっているが、イブニング・セッションの板寄せ時間は現行と同じである。終値の公表時刻及びSPAN リスク・パラメーター・ファイル（ファイナル版）の公表時刻が現行の運用時間と比較して遅くならないか懸念している。イブニング・セッションに係る対応や各種処理のバッチが大量（内部及び大手ベンダーの証券バックシステムとの連携など）に動いており、これらの公表が遅れると運用が難しくなる。午後立会についてもイブニング・セッションと同様に現行と取引終了時刻を変更することなく、15時5分までザラバ取引、15時10分に板寄せを行うよう再考して欲しい。（システム会社）</p>	<p>▶ 「終値」で取引したいとの市場参加者のニーズが大きいことを踏まえ、当社は、現行の取引終了時の板寄せの複雑な仕組みを簡素化した「クロージング・オークション」（取引開始時の板寄せと同様に、板寄せに参加するための注文受付時間を設け、その注文受付の締切と同時にマッチングを行う仕組み）を導入することとしますが、クロージング・オークションは、取引開始時の板寄せと同様の仕組みであり、シンプルで分かりやすいものと思われませんが、現行の取引終了時の板寄せ方式と異なり、板寄せに参加するための注文受付時間を一定設ける必要があり、これを導入するには、現行のザラバ取引時間の短縮又は取引終了時刻の延長により対応する必要があります。</p> <p>▶ 具体的には、日中立会の場合、東証現物市場の午後立会が終了する15時以降、市場参加者がポジション調整等を行う時間帯として、現行と同程度のザラバ取引の時間を設ける必要があるため、現行の日経300関連の取引終了時間とあわせることとし、イブニング・セッションの場合は、現物取引の立会が行われていない</p>

	項 目	御意見	当社の考え方
			<p>時間帯であることに鑑み、きりが良い午後 11 時 30 分（午後 11 時 25 分から 11 時 30 分まで注文受付）に取引を終了とすることとしました。</p> <p>➤ 今回の取引時間の見直しに伴い、日経 300 以外の先物・オプション取引の終値公表時間は、上記の市場参加者のニーズを満たすため、現在よりも遅くなることを御容赦いただかなければなりません、SPAN リスク・パラメーター・ファイル（ファイナル版）の公表時間は、現在でも日経 300 関連の午後立会の取引終了時間が 15 時 15 分であること等から、取引時間を見直すことによる影響は特段ございません。</p>
(3)	完全時間優先ルールの採用（同時呼値の廃止）について	<p>➤ 完全時間優先になると、午前 8 時の注文受付開始時に注文が殺到することになると思われるが、午前 8 時丁度に大手証券会社等がコンピューター・システムで上下何ティックも大口の自己注文を発注し、委託注文が上手く執行できなくなると考えられ、委託優先が守られなくなると思う。プレオープニングに発注された取引契約の締結に関しては、完全時間優先ではなく、各証券会社に平等に割り振るのが公平かつ平等であると思う。（証券会社）</p> <p>➤ 特に、日中を通して値動きの小さい先物取引の限月間スプレッド取引や安いプレミアムのオプション取引においては、1,000 枚単位の注文が入ってくるので、指値の先頭が取れなければその日の約定はほとんど諦めな</p>	<p>➤ 同時呼値といった日本特有の複雑な取引ルールは、立会場において手商いを行っていた頃の名残りですが、システムの効率的かつ安定的な処理の観点からも多くの問題点を有しているほか、利用者にとって分かり難く、当社市場への参入を検討している海外投資家の参入障壁となるケースがあるため、次期売買システム導入を契機として、現行と同等の投資家保護及び取引の公平性を確保することを前提にこれを見直し、改善を図ることとしたものです。</p> <p>➤ 今回の取引ルールの見直しに伴い、同時呼値ルールは廃止し、完全「価格優先・時間優先」ルールを採用することとしていますが、注文受付開始時に注文が集中することを避け、取引の公正性を確保する観点から、</p>

	項 目	御意見	当社の考え方
		<p>くではならなくなる。(個人)</p> <p>➤ 今回の取引システムの変更は大がかりなシステムを用意する大手証券会社や一部の外資系証券会社に有利に働くことになると思われ、決して投資家全体の利便性の向上にはつながらないと思う。特に同時呼値の廃止によって一部の証券会社と大多数の投資家との間で注文の不公平さが拡大してしまう。「世界標準」と言えば聞こえはいいが、一部の証券会社を有利にするような取引システムの変更には賛成できない。(個人)</p>	<p>欧米主要市場においても採用されている GTD 条件の注文機能も導入することとしており、現在ほど注文受付開始時に注文が集中することではなく、一部の市場参加者のみが有利となるような状況は発生しなくなるものと考えています。また、欧米主要市場において御指摘のような問題は発生していないものと認識しており、注文処理能力の点で欧米主要市場の売買システムと十分に競争できる売買システムを当社が導入することを勘案すると、当社市場だけに問題が発生するということはないものと思われまます。</p> <p>➤ 当社としては、上記のとおり、同時呼値ルール廃止は一部の市場参加者のみに有利に働くものではなく、売買システムの効率性及び安定性を高めるとともに、世界の主要市場で流動性を供給している海外投資家を新たに当社市場に呼び込み、当社市場の流動性の向上、ひいては既存の市場参加者の皆様のさらなる利便性向上につながるものと、またこれにより、既存の市場参加者も含めたいずれの利用者にとってもシンプルで分かり易いマッチング・ルールになるものと考えています。</p> <p>➤ なお、今後、御懸念されているように一部の市場参加者のみが有利となるなど、取引の公平性が損なわれるような事態が発生する場合には、当社としても必要な措置を講じ改善して参る所存ですので、今回の見直し</p>

	項 目	御意見	当社の考え方
			に御理解いただきますようお願いいたします。
(4)	注文の優先順位について	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正な取引を担保する主旨から、ザラバ方式・板寄せ方式ともに成行注文の優先順位を明記するべきである。(個人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成行注文は、現行と同様、ザラバ方式・板寄せ方式ともに指値注文よりも優先されることとなります。</li> </ul>
(5)	板寄せ方式による約定値段決定の具体例について	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度要綱別紙2 (P.3) のパターン②で、売りの成行注文 1,000 単位が取引成立後すべて消滅しているが、これは 1,000 単位のうち 900 単位が約定し、100 単位が失効したものと思われる。そうであれば、売りの成行注文には FAK 条件が付されていることを明記するとともに、当該注文に FAS 条件が付された場合の具体例を明示するべきである。(個人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘のとおり、制度要綱別紙2のパターン②は、成行注文に FAK 条件を付していること前提としていたものですが、パブリック・コメント募集の結果等を踏まえて、成行注文の未執行数量を板寄せ方式による約定値段の指値として注文板に残す機能の提供は見送ることとしましたので、FAS 条件を付したとしても FAK 条件を付した場合と同様の結果が得られることとなります。御留意ください。</li> <li>なお、当該機能の提供の見送りは、次期システムでの発注方法が現在より複雑（種類・条件）になる中、利用ニーズの低い、あるいは投資家にとって理解し難い注文種類・条件を導入することは、発注方法を徒に複雑化し利便性低下につながりかねないといった趣旨のパブリック・コメントが寄せられたことに加え、現行制度と比較しても違和感があるため、採用すべきではないといった意見も市場参加者から複数あったことを勘案して決定したものです。</li> </ul>
(6)	オプション取引の呼値の単位の変更につ	<ul style="list-style-type: none"> <li>日経平均株価指数オプション取引において、現状ではプレミアム 20 円超 50 円以下の呼値の単位は5円であ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の日経平均株価指数オプション取引の呼値の単位の縮小は、平成 20 年 9 月に実施した同取引の呼値</li> </ul>

	項 目	御意見	当社の考え方
	いて	<p>るが、プレミアム 50 円以下の呼値の単位が 1 円に変更されると売買の魅力がなくなるように思われる。(証券会社)</p> <p>➤ 日経平均株価指数オプション取引において、プレミアム 50 円以下ではなく、100 円以下の呼値の単位を 1 円にした方が区切りとして分かりやすく、取引しやすいのではないかと思う。(個人)</p>	<p>の単位の縮小後の取引状況を踏まえると、さらに縮小することにより流動性の向上が期待でき、市場参加者の皆様の利便性向上につながると考え実施することとしたものあり、御理解いただきたく存じます。</p> <p>➤ なお、呼値の単位の縮小には流動性の分散やシステム負荷の拡大への懸念も伴うため、多種・多様な市場参加者の皆様のコンセンサスを得ながら慎重に検討する必要があると考えており、当社としましては、今後も取引状況や市場参加者の皆様からの御意見等を踏まえながら、さらなる見直しが必要か等引き続き検討して参る所存です。</p>
(7)	マーケット・トゥ・リミット注文について	<p>➤ 板寄せ前（ザラバ取引開始まで）は、マーケット・トゥ・リミット注文及びストップ注文を受け付けないとしているが、これは不適當である。投資者の利便性を考慮し、板寄せ前にもそれらの注文を受け付けた上で、①板寄せの対象としない、又は②板寄せ時においては、注文の概要が類似する成行注文と同様に扱うとすべきである。(個人)</p> <p>➤ マーケット・トゥ・リミット注文に FAS 条件を付した場合、最良の買呼値及び売呼値がないときは注文が失効するとしているが、これは不適當である。投資者が注文板に残る注文として FAS 条件を付している以上、注文を失効させるべきではない、又は成行注文と同じように、そもそもマーケット・トゥ・リミット注文に</p>	<p>➤ マーケット・トゥ・リミット注文を、板寄せ前の注文受付時間帯に発注できるようにした場合、対当しない状態では、例えば売呼値（買呼値）を発注したとき、その発注時点の最良の売呼値（最良の買呼値）より 1 ティック優先する値段の指値として注文板に登録することになり、仮にその後にその指値より優先する売呼値（買呼値）が発注され注文板に登録されたとしても、自動的にその指値をさらに優先する売呼値（買呼値）に更新できず、劣後する売呼値（買呼値）になってしまうこととなります。このように、マーケット・トゥ・リミット注文を板寄せ前の注文受付時間帯に発注できるようにしても意味がないと考え、発注方法を徒に複雑化しないようする観点からあらかじめ発注</p>

	項 目	御意見	当社の考え方
		<p>FAS 条件の付加を認めないようすべきである。(個人)</p>	<p>できないようしているものであり、御理解いただきたく存じます。なお、ストップ注文については、下記(8)回答に記載のとおり、コンバート後の注文種類としてマーケット・トゥ・リミット注文を指定するものは除きますが、ザラバ時間帯となるまで、注文板登録条件を満たしたとしても変換は行わないものの、板寄せ前の注文受付時間帯から発注することは可能です(要綱別紙3-3の板寄せ時のケースを御参照ください)。</p> <p>▶ また FAS 条件を付したマーケット・トゥ・リミット注文を失効させる場合があることが不相当との御意見をいただいておりますが、当該注文を注文板に登録するにあたり、基準とする呼値がない場合は、注文板に登録できないため、失効させるとしているものであり、そうした注文機能として、また新たな注文種類として御理解いただくとともに、必要に応じて御利用いただけましたら幸甚です。なお、FAS 条件を付したマーケット・トゥ・リミット注文について必ずしも注文板に登録される訳ではないということは、十分に周知していくこととしますが、未執行数量を注文板に一切残すことができない成行注文とは異なる注文種類として一定利用ニーズはあると考えておりますので、原案通りとします。</p>

	項 目	御意見	当社の考え方
(8)	ストップ注文について	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ストップ注文はいわゆる「逆指値注文」と同様の機能を持ち、投資家が損切りを行うのに用いる注文と考えられる。そうであれば、ストップ注文にマーケット・トゥ・リミット注文を指定した場合、損切りの機能を確実にするためにも、<b>FAS</b> 条件を付したマーケット・トゥ・リミット注文が失効する場合がありますとすべきではない。同様に、ストップ注文に組み合わせる注文に <b>FAK</b> 条件や <b>FOK</b> 条件が付される場合は、注文板が薄い場合等、損切りとして十分機能しない恐れがあるので、ストップ注文時 <b>FAK</b> 条件や <b>FOK</b> 条件の付加を認めるべきでない。特に成行注文に <b>FAS</b> 条件が付加できないのであれば、注文板が薄い場合は損切りとしてまったく機能しないので、最低でもストップ注文に組み合わせる成行注文については <b>FAS</b> 条件の付加を認めるべきである。(個人)</li> <li>▶ ストップ注文は投資者によるリスク管理手法として機能することが求められているはずであり、組み合わせた注文が約定せず、かつ、注文板にも残らないのであれば、投資者によるリスク管理＝投資者の自己責任を否定することになる。(個人)</li> <li>▶ ストップ注文はザラバ時のみ可能となっているが、注文受付開始時から受け付けるようにすることは可能か。注文受付がザラバ時のみの場合、顧客から受けた注文をストックしておき、ザラバになった時点で発注</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ストップ注文は、御意見のとおり、市場参加者がリスク管理などを行う際に用いられるものと考え、新たに導入することとした注文種類ですが、板登録条件（変換条件）を満たした後に変換後の注文の未執行数量を必ず注文板に残すことを意図する場合は、変換後の注文として <b>FAS</b> 条件を付した指値注文を指定していただく必要があります。</li> <li>▶ また、御意見のとおり、変換後の注文として成行注文又はマーケット・トゥ・リミット注文を指定した場合、未執行数量を注文板に必ずしも残すことができませんが、ストップ注文とともに新たに導入することとした注文種類であり、そうした注文機能として御理解いただくとともに、必要に応じて御利用いただけましたら幸甚です。</li> <li>▶ ストップ注文について注文受付開始時から受け付けるようにすることは可能かとの御意見もいただいておりますが、要綱別紙3の表はストップ注文の変換条件チェックが有効になるタイミングを示したものであり、板寄せ前の注文受付時間帯から受け付けることとしています（要綱別紙3-3の板寄せ時のケースを御参照ください）。ただし、ザラバ時間帯となるまで、変換条件を満たしたとしても変換を行わないこととしていますので、御留意ください。</li> <li>▶ また、マーケット・トゥ・リミット注文については、</li> </ul>



	項 目	御意見	当社の考え方
		<p>するといった処理が必要となる。注文受付開始時から受け付けられると上記の処理が不要となり、システム開発負荷、運用負荷が軽減される。(システム会社)</p>	<p>上記(7)回答に記載の理由から、板寄せ前の注文受付時間帯は発注できないようにしております(要綱別紙3-2の板寄せ時のケースを御参照ください。)ので、当該時間帯は、同注文をコンバート後の注文の種類として指定するストップ注文も発注できません。要綱別紙3-3の板寄せ時のケースにおいて、コンバート後の注文の種類としてマーケット・トゥ・リミット注文を指定しているケースを例示していましたが、これは誤りであり、指値注文を指定しているケースとして修正しましたので、御確認いただきますとともに、御利用にあたっては御留意いただけましたら幸甚です。</p>
(9)	ストップ注文のイメージについて	<p>▶ 制度要綱別紙3-3(P.9)の「ザラバ時のケース、変換条件④・発注条件④」について、結果が「変換時に注文受付エラーとなる」としているが、注文が変換した時点でFOK条件であるため注文が失効していることから、変換条件③・発注条件③の結果と同様に、注文が取り消される(厳密には、失効)とすべき。(個人)</p>	<p>▶ 御指摘のとおりですので、制度要綱別紙3-3「ストップ注文のイメージ」の変換条件④・発注条件④のパターンの結果欄について、「注文受付エラーとなる」と記載しているものを「取り消される」と修正いたします。</p>
(10)	インバランス注文について	<p>▶ インバランス注文は、成行注文と比較して優位性が見出せない。新システムでは注文の方法が注文種類及び約定条件、かつ、板寄せ時又はザラバ時のみ発注可能な組合せがあるなどやや複雑である。発注の容易さの観点からも、他の注文で代用できるものは注文種類として増やさないほうがよい。(システム会社)</p>	<p>▶ 御意見等を踏まえ、発注方法を分かり易く、かつ利用し易いものとする観点から、インバランス注文の導入を見送ることとします。</p>

	項 目	御意見	当社の考え方
(11)	有効期間条件について	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 呼値の効力における指定日有効条件（GTD 条件）の最大日数は何日か（T+n 日の n 日の最大日数）。(証券会社)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ GTD 条件において指定することができる有効期間は最長 255 日となります。</li> <li>➤ また、当該銘柄の取引最終日の日中立会終了まで有効とする Good till Cancel (GTC) 条件を指定いただくことも可能です。</li> </ul>
(12)	注文の呼称について	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今後、国内の取引所の取引システム（現物・デリバティブ）の仕様変更に伴い、類似した発注手段を各取引所が導入することになるが、呼称の統一の検討を希望する。(証券会社)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今後も市場参加者の皆様が混乱しないよう、可能な限り配慮します。</li> </ul>
(13)	即時約定可能値幅制度の導入等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「誤発注等による価格急変の防止」とあるが、取引所は、発注された注文について、それが誤発注か否か（注文に瑕疵があるか又は注文の要素に錯誤があるか）を判断することができないため、注文が誤発注であるか否かを考慮する必要はなく、すべての注文を正しい意思表示に基づく正当なものとして扱うべきである。取引所は、①注文が不合理である（存在しない限月取引に係る注文等）、又は②その注文を受け付け、若しくはその注文が約定すると、市場の秩序を乱すことになる（著しく枚数が多い注文や著しく価格が乖離した注文等）ような場合に、市場の秩序維持の観点から取引を制限すべきであり、当該制限にもかかわらず、誤発注の注文が約定した場合は、誤発注を行った取引参加者又は投資者の責任である。(個人)</li> <li>➤ 即時約定可能値幅は特別気配とほぼ同様であり、名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 即時約定可能値幅制度は、特別気配制度の廃止に伴い、当該制度が果たしている誤発注防止機能に代わるものとして導入することとしているものであり、現行取引制度と同等の投資家保護を確保する観点から必要と考えているものですので、御理解いただけましたら幸甚です。</li> <li>➤ なお、即時約定可能値幅制度は、特別気配制度と異なり、価格の連続性を保つため行っている気配更新といったことは行わず、所定の時間中断後は、呼値の制限値幅の範囲内で即時に約定させることとなりますので、御留意ください。</li> </ul>

	項 目	御意見	当社の考え方
		<p>が変わっただけのように思われる。誤発注を防ぐという意義はわかるが、流動性の向上という観点からは値段が乖離しても即座に約定させた方がいいのではないか。先物取引において特別気配が表示されるのは大部分が寄付きの数分間であるが、競争関係にある外国の取引所ではその間も取引が行われており、大証も注文を逃したくないならば即時に約定させるべき。(個人)</p>	
(14)	<p>呼値の制限値幅制度について</p>	<p>➤ 制限値幅が現状の半分程度になるようであるが、流動性を増すという方向に逆行しているのではないか。少なくともすべての現物株が制限値幅に達したときの指数の値幅は確保しておいて欲しい。相場急変時のためにはサーキット・ブレーカー制度で対応すればよいのであって、制限値幅を小さくすることは市場の流動性を少なくし、市場の機能を失わせることになる。特に相場急落時に先物を売ることができず、さらに現物に売りが増えるという悪循環に陥ってしまうことが以前はよくあった。いかなるときでも取引所は流動性の確保を一番に考えるべきである。制限値幅の縮小方向での検討というのは非常に疑問である。(個人)</p> <p>➤ 現行システムの呼値の制限値幅は基準値段を中心とした定額方式となっているが、新制度では現行の制限値幅と定率方式の双方を基準とすることを検討して欲しい。(証券会社)</p>	<p>➤ 通常時は、呼値の制限値幅を現行の約半分程度(約8%)とすることとしています。サーキット・ブレーカー発動に応じて、段階的に呼値の制限値幅を拡大していくこととしており(要綱Ⅱ1(6)②参照)、1取引日における値幅は、最大で現行と同程度の約16%(現物指数の理論上の変動幅)は確保する予定であり、市場機能を損なうような見直しではございませんので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>➤ 現行は、基準値段の約8%の第一値幅又は約12%の第二値幅を超えて約定が成立した場合にサーキット・ブレーカーを発動することとしているため、注文状況次第では、第一値幅を超えた約定での取引一時中断を行わないまま第二値幅を超えて約定する、あるいは基準値段の約16%の呼値の制限値幅で約定する可能性があります。見直し後は、サーキット・ブレーカーの発動状況に応じて設定する呼値の制限値幅の範囲内までしか約定しない仕組みとなり、急騰・急落による</p>

	項 目	御意見	当社の考え方
			<p>投資家の不測の損害を一定防止し、投資家の冷静な投資判断を促すことができるものと考えています。</p> <p>➤ なお、要綱Ⅱ 1 (6)②備考欄において、午後 2 時 45 分以降又は午後 11 時以降にサーキット・ブレーカーの発動基準に該当した場合でも、取引一時中断を行ったうえ、クロージング・オークション時に呼値の制限値幅を拡大することを前提に、「クロージング・オークションは通常時間どおり行うものとする」としていましたが、終値成立値幅に該当し、クロージング・オークションで取引が成立しない可能性があることを踏まえ、投資家等の取引機会確保の観点から、現行と同様、午後 2 時 45 分以降の日中立会が終了するまで及び午後 11 時以降のイブニング・セッションが終了するまでの間は、サーキット・ブレーカー発動基準に該当した場合においても、一時中断を行わないよう要綱を一部修正することとします（他は、原案通り）。</p> <p>➤ また、呼値の制限値幅について現行の定額方式と新たな定率方式の双方を基準とすることはできないかとの御意見をいただきましたが、定額方式は投資家に分かり難く、テーブルの上限と下限で比率ベースの変動幅にばらつきが出ることにあまり合理性がないと考えられることから、定率方式に見直すこととしたものであり、その双方を基準とすることは、基本的に計算結果（値幅）がそれぞれ異なるものとなるため困難な</p>

	項 目	御意見	当社の考え方
(15)	ストラテジー取引について	<p>▶ オプション取引等に係るストラテジー取引の注文方法、ポジション管理及び SPAN 計算などの方法がどのようになるか早めに開示をして欲しい。オプション・ユーザの拡大を考えており、ストラテジー取引は、この起爆剤になるのではないかと考えている。(システム会社)</p>	<p>ことから、原案通りとします。</p> <p>▶ ストラテジー取引の注文方法については、現行の先物取引の限月間スプレッド取引と同様、ストラテジー取引の銘柄毎に固有の銘柄コードを付番（当該銘柄コードは各営業日のオンライン開始後に提供）（※）し、その銘柄コードを指定して発注いただくこととなります。</p> <p>▶ ストラテジー取引のポジション管理及び SPAN 計算の方法については、現行の先物取引の限月間スプレッド取引と同様、ストラテジー取引を構成する各銘柄のポジションと合算して管理（計算）することとなります（すなわち、ストラテジー取引としてのポジション管理や取引証拠金管理は行いません。）。</p> <p>▶ なお、ストラテジー取引の導入は、御期待いただいているとおり、当社としてもオプション取引の更なる普及に繋がるものと期待しており、幅広く皆様に御利用いただけるものにしていきたいと考えております。</p> <p>（※）次期売買システムにおいて利用する銘柄コードは、証券コード協議会が付番するものではなく、当社が独自に付番するものを御利用いただくこととなりますので、御留意ください。ストラテジー取引以外の取引の銘柄コードについては、証券コード協議会が付番するものと当社が独自に付番するものを照合できるよう対比情報を提供する予定です。</p>
(16)	取引 ID の管理につ	<p>▶ 個別取引 ID に拠る接続は API 接続においても適用さ</p>	<p>▶ 御意見等を踏まえ、制度趣旨が変わらない範囲で取引</p>

	項 目	御意見	当社の考え方
	いて	<p>れ、自社開発アプリケーションに付いてもユーザ毎に ID が必要なのか。(直結システムにおける基本的なデザインとしては、1つ又は複数のログイン ID は存在しても、実際に発注するユーザ・アプリケーションはログイン ID を共有化するものと思われるが、今回の制度においては、原則としてアプリケーションを利用する ID とその取引アカウント毎にユニークな ID を使用するものとするように解釈されるものと思われる。)(証券会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ キャンセル機能を実行可能な ID は管理者権限専用として通常 ID とは別に用意され、かつ通常取引への使用もできるのか、できないのか。(証券会社)</li> <li>▶ 委託取引に係る取引 ID は、原則、顧客口座ごとに取得することとなっているが、インターネット取引では数万の稼働顧客を有することから、オムニバス ID の検討を行って欲しい。(証券会社)</li> </ul>	<p>参加者の負担を軽減する観点から、取引 ID は、原則として、注文電文中の当社が指定した項目に顧客口座番号などユニークな英数字(取引 ID)を設定することにより行うよう求めていくこととし、その管理方法を見直すこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 取引 ID の管理は、国際的な DMA に対する規制の議論を背景に取引の公正性確保や将来的なリスク管理強化の観点から発注段階での顧客口座単位レベルの識別が重要との考えに基づき、導入することとしていたものであり、取引参加者の皆様におかれましては、御理解賜りますようお願いいたします。</li> <li>▶ なお、取引 ID を設定して発注いただきますと、当社の取引審査において注文照会を行う際に、それをキーに照会することが可能となることから、取引参加者の皆様の調査負担が軽減される面もございますので、是非とも御協力いただきますようお願いいたします。</li> </ul>
(17)	プロテクション機能について	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プロテクション機能は設定するべきではない。想定するリスクとして「短時間に過度の数量の約定が行われる」と記載しているが、取引参加者の自己取引の場合は、自ら注文数量を調節することで約定数量を自発的に抑えることが可能である。また、委託取引の場合は最良執行義務により、取引参加者は委託注文を取引所に取り次がなければならず、委託注文を取り次がないことはありえないし、むしろ違法である。したがって、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プロテクション機能の導入には、アルゴリズム取引の誤作動等により、短時間に過度の約定発生することによる市場参加者のリスク拡大を防止するという目的のほか、そうした事象から当社ネットワーク及びシステムを保護するという目的もあります。</li> <li>▶ また、短時間に過度の発注・約定が発生した場合、当社ネットワーク及びシステムにも過度な負荷がかかり遅延等が発生し、結果、他の市場参加者の皆様にも</li> </ul>

	項 目	御意見	当社の考え方
		<p>「取引参加者が負うリスク」なるものは存在せず、プロテクション機能により最大秒間注文件数を設定し、取引参加者の注文を取引所が制限する必要はない。それにもかかわらず、このようなシステム投資を行うのは、清算機関としても必要であるべき資産の充実にもとる行為である。さらに、この投資分を取引参加者から手数料等で回収するのであれば、その負担は顧客に転嫁されるので、結局、一般投資家に無用の負担を強いるものであり、到底容認できるものではない。(個人)</p> <p>▶ プロテクション機能に関して、すべての取引参加者に設定される前提条件となっているが、インターネット取引においては複数顧客の同時大量約定が想定されるため、本機能は任意設定として欲しい。(証券会社)</p>	<p>御迷惑をおかけするおそれがあるのではないかと考えており、プロテクション機能は、そうした事態に陥ることを防ぎ、安定的な市場運営を行う（安定的な売買システムの運行を確保する）観点からも導入することとしているものであり、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>▶ そもそもプロテクション機能は、取引参加者の特定のログインID(特定の自己又は顧客)からの発注状況が、当社があらかじめ定めた秒間最大注文件数に達した場合に、当該ログインIDからの注文受付を遅らせるという機能であり、注文を制限する（＝取引参加者が委託注文を取り次がない）というものでもありませんので、誤解なきようお願いいたします。</p> <p>▶ プロテクション機能は、上記の目的等から導入するものであり、すべての取引参加者に設定することについて御理解いただきますようお願いいたします。なお、当該機能は、ユーザID(※)単位で設定するものですので、取引参加者の皆様におかれましては、各顧客の注文数量等を勘案し必要に応じて、当社から複数のログインIDを取得のうえそれらに応じたユーザIDを設定いただき、各顧客の通常時の発注等に支障が生じないよう、各顧客をその複数のユーザIDに適切に割り振っていただきますようお願いいたします。</p> <p>(※) ユーザIDとは、取引参加者がデリバティブ売買システムに</p>

	項 目	御意見	当社の考え方
			登録する ID であり、システムにログインするための ID と一対一で関連付けられるものをいいます。
(18)	証拠金について	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 注文の有効期限機能が追加され、取引所内に注文が保持され持越されることになるが、この際の証拠金の預託は、取引所は前受け制ではないため、これまで通り約定ベースでの証拠金管理となる認識でよいか。(システム会社)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現行どおり、各銘柄の未決済約定（建玉）を基にした取引証拠金管理を行いますので、翌取引日に繰り越す注文が存在するかどうかによって、取引証拠金額が変動することはありません。</li> </ul>